

災害時における段ボール製品の調達に関する協定書

山 形 県

東日本段ボール工業組合

災害時における段ボール製品の調達に関する協定書

山形県（以下「甲」という。）と、東日本段ボール工業組合（以下「乙」という。）は、災害時における段ボール製品の調達に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、山形県内で災害（災害対策基本法第2条第1号に規定する災害をいう。以下同じ。）が発生し、又は発生するおそれがある場合における避難所の設営等に必要な物資（以下「物資」という。）の調達について定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害が発生し、物資を必要とするときは、文書により、乙に対して物資の供給、運搬等（以下「供給等」という。）について協力を要請することができる。ただし、甲が緊急を要すると認めるときは、口頭、電話、電子メール等により行うことができるものとし、その場合は事後に速やかに書面を提出するものとする。

（協力の実施及び受諾等）

第3条 乙は、前条の規定による要請があったときは、乙の組合員のうち、以下の条件を満たすものを選定する。

- (1) 山形県内、最寄りの場所等に事業所を有するもの
- (2) 生産設備が被災しておらず、甲の要請を満たす生産能力を有しているもの
- (3) 甲の要請に優先的に対応することが可能なもの

2 乙は、前項の条件を満たす組合員を選定し、当該組合員の承諾を得たときは、甲に対して次の事項を連絡するものとする。

- (1) 組合員の名称、所在地
- (2) 連絡窓口、連絡方法
- (3) 物資の種類、数量、提供可能時期
- (4) その他必要な事項

3 甲は、乙から前項の連絡を受けた後、同項の承諾をした乙の組合員（以下「組合員」という。）と物資の調達に必要な基本的条件について協議するものとする。

4 乙及び組合員は、可能な範囲において物資の供給等に協力するよう努めるものとし、甲は、乙及び組合員が物資の供給等を迅速かつ安全に行うことができるよう必要な協力を行うものとする。

（物資の種類）

第4条 物資の種類は、次に掲げるものとする。

- (1) 段ボール製簡易ベッド
- (2) 段ボール製シート
- (3) 段ボール製間仕切り
- (4) その他組合員の取扱商品

（物資の引渡し）

第5条 甲及び組合員は、第3条3項の協議において引き渡し場所等を決める。引き渡しは、甲又は甲が指定する者をもってこれを確認させ、受け取るものとする。

2 組合員は、引渡し終了後、速やかに書面により物資の種類、数量等を甲に報告するものとする。

3 乙は、組合員もしくは関係者（配送業者等）に最大限の努力をもって協定を履行するよう求めるが、履行することが困難な事情がある場合、甲はこれを承諾する。

(費用)

第6条 甲は、組合員が供給する物資の対価及び運搬等の費用について、相当額を負担するものとする。
2 前項の物資の対価及び運搬等の費用については、災害発生時の直近の価格を基準とし、甲及び組合員が第3条3項の協議等において決定するものとする。

(連絡体制等)

第7条 甲及び乙は、この協定に関する窓口を定め、相手方に通知しなければならない。また、連絡窓口を変更したときも同様とする。
2 乙は、災害時において甲の要請に即応するため、組合員に対する連絡体制の確立を図るものとする。

(車両の通行等)

第8条 甲は、第2条の要請に基づき事業所が物資を運搬等する際に使用する車両について、緊急又は優先車両としての通行に可能な限り配慮するものとする。

(協議等)

第9条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、情報を共有するとともに、随時協議を行うものとする。
2 甲は、必要があると認めるときは、乙に対し、組合員の生産能力及び災害時の連絡体制について報告を求めることができる。
3 乙は、日頃から、本協定の趣旨及び手続等について組合員の理解を深めるよう努力するものとする。

(実施細目等)

第10条 この協定の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(他の協定との関係)

第11条 この協定は、甲又は乙で既に締結されている協定及び個別に締結する災害時の応援協定を妨げるものではない。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙のいずれかが、解約の予定日の1か月前までに文書により解約又は変更の申し出をしない限り、その効力を継続するものとする。

(その他)

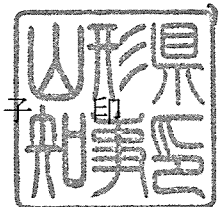
第13条 この協定に定めのない事項、又は疑義を生じた事項については、その都度、甲と乙が協議の上決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各1通を保管するものとする。

令和元年 12月 26日

甲 山形県山形市松波二丁目8番1号

山形県知事 吉村美栄子



乙 東京都中央区八丁堀四丁目1番4号

八丁堀中央ビル8階
東日本段ボール工業組合
理事長 齋藤英男



災害時における段ボール製品の調達に関する協定実施細目

山 形 県

東日本段ボール工業組合

災害時における段ボール製品の調達に関する協定実施細目

山形県（以下「甲」という。）と、東日本段ボール工業組合（以下「乙」という。）は、災害時における段ボール製品の調達に関する協定（以下「協定」という。）第10条に基づき、協定の実施に必要な事項を次のとおり定める。

（要請手続き）

- 第1条 協定第2条に定める甲の乙に対する要請は、別記様式第1号（段ボール製品調達要請書）によるものとする。
- 2 前項の要請を受けた乙は、別記様式第2号（段ボール製品調達可能数量等に係る報告書）により調達可能数等を報告するものとする。

（連絡責任者）

- 第2条 甲と乙は、要請に関する連絡責任者の氏名、連絡先等必要な事項をあらかじめ相互に確認するものとする。
- 2 前項の連絡責任者等に変更があった場合は、速やかに相手方に通知するものとする。

（段ボール製品の確保）

- 第3条 乙は災害時に必要な生活物資として、協定第4条に定める物資の確保に努めるものとする。

（基本的条件の協議）

- 第4条 協定第3条の3に定める基本的条件の協議は、製品の種類、数量、対価、引渡し場所、輸送費、遅延等に関すること、甲、乙及び組合員のいずれかから提起されたこと等とする。
- 2 自然災害その他やむを得ない事情により供給遅延等が発生した場合、甲は基本的条件を尊重するものとする。

（段ボール製品の納入等）

- 第5条 乙は甲指定の場所に段ボール製品を納入する場合、段ボール製品の種類、数量等を記載した納品書を、甲又は甲の指定する者（次項において「引取人」という。）に提出するものとする。
- 2 前項の納品書を受け取った引取人は、段ボール製品の種類、数量等を確認し受領書を発行するものとする。

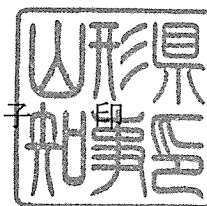
（費用弁償）

- 第6条 協定第6条に規定する費用の請求及び支払いは遅滞なく行うものとし、その時期及び方法は、甲と乙が協議の上決定するものとする。

令和元年 12月 26日

甲 山形県山形市松波二丁目8番1号

山形県知事 吉村美栄



乙 東京都中央区八丁堀四丁目1番4号 八丁堀中央ビル8階
東日本段ボール工業組合

理事長 齋藤英男



(実施細目：別記様式第1号)

令和 年 月 日
時 分

東日本段ボール工業組合 理事長 殿

山形県知事 吉村 美栄子

段ボール製品調達要請書

「災害時における段ボール製品の調達に関する協定」第2条に基づき、下記のとおり要請しますので、本要請に対する貴組合の措置状況を報告願います。

記

要請する物資

要請期日	要請品目	要請数量	納品希望場所
	段ボール製簡易ベッド		
	段ボール製シート		
	段ボール製間仕切り		
	その他取扱商品		

問合せ先
部 署
氏 名
電 話 — —
F A X — —
E-mail

(実施細目：別記様式第2号)

令和 年 月 日
時 分

山形県知事 吉村 美栄子 殿

東日本段ボール工業組合 理事長

段ボール製品調達可能数量等に係る報告書

「災害時における段ボール製品の調達に関する協定」第2条に基づく物資の調達要請について、当方の供給可能数量等を下記のとおり報告します。

記

1 物資の調達可能数量

発災直後		発災後3日以降	
品名	調達可能数量	品名	調達可能数量
段ボール製簡易ベッド		段ボール製簡易ベッド	
段ボール製シート		段ボール製シート	
段ボール製間仕切り		段ボール製間仕切り	
その他取扱商品		その他取扱商品	

2 物資の納品等の場所・方法等（陸路）

甲及び組合員の基本的条件の協議により納品等の場所、方法等を決める。

（問合せ先
部 署
氏 名
電 話 — —
F A X — —
E-mail

）